



2.2ヶ月ではローンが返せない！ 無利子貸し付け要求！

本日、2020年度年末手当が支給されました。しかし、2.2ヶ月分という過去最低額の年末手当では、「住宅ローンをどう支払えば良いのか」「来年の夏季手当も削減されたら家を手放さざるを得ない」などという声が上がっています。

これまで会社は、持ち家制度の推進として、一定の年齢以上は社宅使用料を2～3倍に引き上げたため、社宅を出ざるを得ず、本人の意に反して、無理をして住宅ローンを組んだ社員もいるのです。そのローンは、「安定的支給ベース」を前提として組んでいることは言うまでもありません。会社が社員の生活を守ることは当然の責務です。

本部は12月10日、過去最低の年末手当によって住宅ローンの返済に困っている社員を救済するために、「無利子貸付制度に関する申し入れ」（『申第21号』）を会社に提出しました。

要 求

希望する社員に対して、50万円を限度とした金額を**無利子**で貸し付けること。

右上のQRコードからJR東海労ホームページにアクセスできます！